

勧告

る利益を十分に認識する必要があることを意識し、

3. 小島嶼開発途上国やその他の国にとって、サンゴ礁や関連生態系が社会経済上、生態学上、文化上、レクリエーション上重要であることを認識し、

4. 今まで条約の活動の上であまり取り上げられなかったサンゴ礁と関連生態系は重要な湿地タイプであることを考慮し、

5. 「アジェンダ21」の17章がサンゴ礁、マングローブ林、藻場を生物多様性と生産性の高い海洋生態系であると認識し、それらの分布を把握し保護する活動に高い優先順位を与えるよう推奨していることに注目し、

6. より効果的な調査、モニタリング、管理および関連体制の強化を通じ、サンゴ礁と関連生態系の持続的管理を促進することを目標とした、政府と国際的および国内NGOの協力によって誕生した「国際サンゴ礁イニシアチブ(ICRI)」を歓迎し、

7. 「低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む」とするラムサール条約の第1条1による湿地の定義と、国際的に重要な湿地のリストに各締約国は領域内にある適当な湿地を指定することを条約の第2条1は求めていることを想起し、

8. 勧告4. 2の付属書I「国際的に重要な湿地を選定するための基準」により定められた代表的または固有な湿地のための基準と、植物や動物に基づいた一般的な基準と、勧告4. 7の付属書2Bで海洋と沿岸の湿地タイプリストの中に特にサンゴ礁を含めていることに注目し、

締約国会議は、

9. サンゴ礁と関連生態系の適切な地域を、ラムサール登録湿地として指定するよう締約国に要請する。

10. 世界的な湿地保全の総括的な戦略の一要素として、サンゴ礁と関連生態系の保全と賢明な利用を育むことを条約事務局に勧告する。

11. 特にオセアニアとカリブ海地域のように加盟国の少ない地域の国々に対し、ラムサール条約の締約国となることの利点を示すよう条約事務局に要請する。

12. サンゴ礁と関連生態系の持続可能な利用と保全に寄与するように、適切な場合には常に条約の「1997-2002年戦略計画」の中で概説された調査とモニタリングを実行することにより、ラムサールの活動の中で「国際サンゴ礁イニシアチブ」の行動の呼びかけと行動の枠組みを支援するよう条約事務局に強く要請する。

13. 国連環境計画(UNEP)の「地域海域計画(Regional Seas Programme)」と、「計画の要素1. 1淡水、沿岸、海洋資源管理」と連携を行うよう、事務局と科学技術評価委員会に要請する。

勧告6. 8 沿岸域の戦略計画策定

1. 推定約60%の世界の人口と多くの開発事業が、海岸線から内陸部へ60km以内の沿岸の狭い部分に添って集中しており、人口増加と開発の拡張は生物資源の枯渇、汚染負荷、干拓、埋め立て、その他調整されないままの開発(その全てが、生物多様性に影響を与えている)等の点において、沿岸域の湿地を大いに圧迫していることに注目し、

2. さらに沿岸域の湿地については、総括的な水資源の保全と人間活動の累積的な影響に関して、土地利用計画によりいっそうの考慮が必要であることに重ねて注目し、

3. 沿岸域の計画策定には、低潮時の水深が6メートルまでの潮間帯とそれに続く海水域のみならず、特に周辺の淡水湿地系、沿岸の潟湖、湾、海洋小島、マングローブ沼沢地、河口部を含んだ、全てのタイプの湿地と関連するシギ・チドリ類や他の水鳥のねぐらとなる場所をも包括しなければならないことに注目し、
4. 特に小島嶼開発途上国や他の国々にとって、沿岸域の経済的、生態学的、文化的、レクリエーション上での重要性を認め、
5. 生物多様性条約の第2回締約国会議で取り上げられた、海洋と沿岸域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する決定10と同様に、沿岸域の総括的な管理に関する「アジェンダ21」の17章で提議された問題、また、沿岸域の生態学的に持続可能な開発を支持する、国連環境計画の「地域海域計画 (Regional Seas Programme)」の業績にも注目し、
6. 集水域の管理と沿岸域の管理には重要な関連性があることを認識し、
7. 1993年タンザニアのアリュージャで開催された「島嶼国を含む東アフリカの総括的沿岸管理の政策会議」で採択された、国内の自然に関する計画策定過程の中に沿岸域を含める必要性、また沿岸の湿地に悪影響を及ぼす可能性のある活動を管理する、調整された法制の必要性についての勧告を想起し、
8. さらに湿地の全体的で総括的な管理戦略の適用を含んだ「湿地の賢明な利用のための追加手引き」を採択した決議5. 6を重ねて想起し、

締約国会議は、

9. 沿岸湿地や他の主要な環境構成要素の保全と賢明な利用について、健全な政策決定を助けるため、戦略計画策定と総括的沿岸管理の原則の採用そして適用を締約国に求める。
10. 湿地と関連する環境構成要素の利用の賢明な管理を確実なものにするため、環境アセスメントのみならず沿岸域の戦略計画策定が適切な時期に確実に実施されるよう、適切な方法を探求することを全ての締約国に対し要請する。

勧告6. 9 国家湿地政策の策定と実施のための枠組み

1. 湿地の保全と賢明な利用と条約の賢明な利用ガイドラインの実施を促進する上で、重要な一步となる「国家湿地政策」の策定を締約国に求めている勧告4. 10を想起し、これによって「賢明な利用の概念は、政策の策定、計画、法的教育的活動、そして特定の地域での活動を含む湿地保全の全ての側面におよんでいる」ことを再確認し、
2. 勧告4. 10は長期間におよぶ包括的な国家政策の策定に向けて努力するよう全ての締約国に求めており、そのような政策は各国の慣習に合ったどのような形でも策定できるものであることに注目し、
3. 今回の締約国会議で、ラムサール常設委員会が分科会Aの企画段階で、(a)そのような「国家湿地政策」の策定と実施を加速させるためのガイドラインの作成と、(b)一方で「国家湿地政策」と湿地の賢明な利用と、他方で「国家湿地政策」と特に沿岸域での地域計画策定とが、より強く関連づけられるようにするガイドラインを作成するように指示したことに留意し、
4. 多くの国で国家湿地政策の策定と実施のための事例と仕組みがあることと、この分野での各国の経験の知見を広く伝えることが湿地政策の策定を検討している多くの締約国にとって、また「1997-2002年戦略計画」を実施する上で条約にとって非常に価値があることを認識し、

締約国会議は、